鈴鹿市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月30日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第52号

鈴鹿市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鈴鹿市建築基準法施行細則(平成11年鈴鹿市規則第29号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように 改める。

改正後				改正前			
別表第2(第27条関係)				別表第2(第27条関係)			
	(٧١)	(ろ)			(٧١)	(3)	
	認定の区分	添付する図書			認定の区分	添付する図書	
	略	略			略	略	
	政令第137条	省令第1条の3第1項			政令 <u>第137条</u>	省令第1条の3第1項	
	の12第11項	の表1の(い)項に規			の12第6項	の表1の(い)項に規	
	若しくは <u>第</u>	定する付近見取図、配			若しくは <u>第</u>	定する付近見取図、配	
	<u>12項</u> 又は政	置図及び各階平面図、			<u>7項</u> 又は政	置図及び各階平面図、	
	令第137条の	同表(ろ)項に規定す			令第137条の	同表(ろ)項に規定す	
	16第2号の	る2面以上の立面図及			16第2号の	る2面以上の立面図及	
	規定による	び断面図並びに同項の			規定による	び断面図並びに同項の	
	認定	表2の(61)項に規定す			認定	表2の(61)項に規定す	
		る既存不適格調書				る既存不適格調書	

附則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。